

金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン

平成14年8月2日
金融庁行政情報化推進委員会決定

金融庁が所管する申請・届出等手続の電子化については、「金融庁行政情報化推進計画」(平成12年7月1日金融庁行政情報化推進委員会決定)に基づき策定した「金融庁 申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」(平成12年9月29日金融庁行政情報化推進委員会決定、平成13年7月11日改定)により計画的に推進しているところであるが、「e-Japan重点計画2002」(平成14年6月18日IT戦略本部決定)において、「2002年度早期に、オンライン化時期の前倒し、簡素化等手続そのものの抜本的見直し及び事務処理の電子化という観点から、既存のアクション・プランを見直す。あわせて、国と地方公共団体等との間の手続等、申請・届出等手続以外の行政手続等に関するアクション・プランを策定する」とされたことを受け、現行のアクション・プランの拡充・見直しを図り、次のとおり「金融庁所管行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」を定める。

1. 総論

(1) 拡充・見直しに当たったの基本方針

国民、金融機関等(以下「国民等」という。)から金融庁に対して行われる申請・届出等手続のオンライン化実施時期の前倒しを図り、14年度までに全手続の約54%(前プランでは全体の約42%)について、従来からの書面による手続に加え、オンラインでの手続を開始する。残りの手続についても15年度のできるだけ早期にオンラインでの手続を開始する。

また、国民等と金融庁の間の申請・届出等手続に加え、他府省と金融庁の間の通知等手続や認可法人、地方自治体から金融庁への申請・届出等手続などについてもオンライン化の対象手続に加える。

(2) 推進体制

引き続き金融庁行政情報化推進委員会及び同委員会幹事会が本アクション・プランの着実な実施に努め、毎年度末時点において本アクション・プランの進捗状況についてのフォローアップを行い、その結果を金融庁ホームページにおいて公表するとともに、必要に応じて見直しを行うこととする。

(3) オンライン化基盤整備計画（別添表 - 国1参照）

認証システムの整備

14年度中に金融庁における認証システムの運用を開始する。

申請・届出等の受付、結果通知等に係るシステムの整備

複数の手続の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム（汎用受付等システム）を14年度中に整備し、運用を開始する。

総合的文書管理システム

文書の作成・取得から、庁内の配布、保存、廃棄までを電子的に総合的に管理する総合的文書管理システムの運用を14年度中に開始する。また、決裁の電子化についても14年度中に開発を行うとともに、軽微かつ処理件数が多数に及ぶものなどから順次導入を進める。

情報セキュリティ

行政手続等のオンライン化に当たっては、「金融庁情報セキュリティポリシー（平成12年12月26日金融庁行政情報化推進委員会決定）に基づき、その安全性、信頼性の一層の確保を図る。

2. 推進計画

(1) 個別手続のオンライン化実施計画

申請・届出等手続

ア 金融庁が扱う手続（別添表 - 国2A参照）

金融庁所管法令に基づき、国民等から金融庁に行われる申請・届出等手続（1,331手続）については、原則として15年度までに、書面による手続に加え、オンラインによる手続を開始する。そのうち届出・報告等、金融庁から提出者に対する結果通知等を要しないものを中心に、716手続（全体の約54%）については、14年度末までにオンラインによる手続を開始する。残りの615手続についても、15年度のできるだけ早期に、オンラインによる手続を開始できるよう努める。

但し、他府省との共管手続や手数料等の納付を要する手続等については、これらに関する関係府省等におけるシステム整備の状況を踏まえつつ推進する。

イ 認可法人等が扱う手続（別添表 - 独立行政法人等 1 A 参照）

金融庁所管の認可法人等（預金保険機構、日本公認会計士協会、農水産業協同組合貯金保険機構、銀行等保有株式取得機構及び日本証券業協会）が処理する申請・届出等 66 手続については、各認可法人に対して、システムの標準仕様等の実施方策についての金融庁での取組を、原則として 14 年度中に提示する。

申請・届出等以外の手続

ア 金融庁が扱う手続（別添表 - 国 2 B 参照）

別添国 2 B に掲げた申請・届出等以外の手続（注）945 手続のうち、他府省との間の通知等手続や認可法人等から金融庁に行われる申請・届出等 365 手続については、原則として 15 年度までに、書面による手続きに加え、オンラインによる手続を開始する。但し、他府省との共管手続等については、これらに関する関係府省等におけるシステム整備の状況を踏まえつつ推進する。

また、金融庁から金融機関等へ一方的に処分通知を行うものや金融庁から都度報告を求める場合における金融機関等からの報告等手続については、実効性ある具体的手法を十分検討の上、可能なものから順次オンライン化を図るよう努める。

（注）別添国 2 B には認可法人等から金融庁に対して行われる申請・届出等手続が含まれている。

イ 認可法人が行う手続（別添表 - 独立行政法人等 1 B 参照）

別添独立行政法人等 1 B に掲げた金融庁所管の認可法人等が扱う申請・届出等以外の手続については、可能な限り 15 年度までに、これらの法人に対して、実施方策を提示する。その他の手続については実効性ある具体的手法を十分検討の上、可能なものから順次実施方策を提示するよう努める。

15 年度までにオンライン化が困難な手続

の手続のうち、現物を対象としているものや相手方の面前で行うことを前提としている等により技術的に電子化が困難なもの、処分通知を行う手続等具体的手法についての検討を要し、15 年度までのオンライン化実施が困難と見込まれる手続については、別添表国 3 B、独立行政法人等 2 B に掲げた。

(2) 手続の簡素化・合理化

手続そのものの見直し

内外からの要望を踏まえ、本年4月から、銀行店舗設置等に関する認可制度を撤廃する等の措置を講じており、手続のオンライン化を踏まえて手続の見直しができないか引き続き検討する。

様式・添付書類等の見直し

個々の手続のオンライン化を具体的に検討する過程において、申請者のニーズ、事務効率、コスト等を踏まえ、次の点について見直しを行う。

- (ア) 申請書類等の複数部数の提出を求めているものについては、提出部数を原則として1部に削減。
- (イ) 国や地方公共団体が発行する証明書等の添付を求めているもののうち、インターネット登記情報サービスや住民基本台帳ネットワークシステム等の利用により当庁から所定の機関に照会すれば足りるものについての添付書類の省略。
- (ウ) 関連する手続についての様式の標準化。
- (エ) 他府省との共管となっているものについての受付窓口の一元化。
- (オ) 受付時間の延長(原則24時間化)

以上